

## 環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

### 1. 検討の経緯

対象事業区域である西普天間住宅地区は、戦前はおおむね農地や緑地などの土地利用でしたが、戦後米軍に接収され、主に米軍の住宅として造成されましたが、喜友名の斜面地や安仁屋の谷の崖地など、宅地として造成することが困難な箇所は斜面緑地として残っています。その面積は返還地約51haの約4割にあたる約20haあります。

沖縄県が関係市町村等の協力のもと策定した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成25年1月）の基本方針の中で、広域的公園・緑地の配置方針として、広域的な緑のネットワーク形成、地区面積の20%程度以上の公園・緑地の確保が示されており、また、土地利用の方針として最優先に確保すべき用地として「公園・緑地」をあげていることから、市の跡地利用計画においても緑地の保存に重点をおいて計画を進めました。

宜野湾市では、計画段階環境配慮書（以下配慮書という）の段階の計画として、A案、B案の2つの配置案で計画しており、約10haを都市公園として整備する計画としました。A案は、湧水群とともに形成されている喜友名及び新城エリアの緑地の保全、創出、再生を図りつつ各種計画用地を配置する案としており、B案は、喜友名及び新城エリアの緑地の創出及び再生と、枯れ谷地形のインジジャーに形成されている特徴的な地形を含む緑地の保全それぞれを図りつつ各種計画用地を配置する案としました。

市が配慮書を沖縄県に提出した後、配置案の選定にあたり、有識者等の意見を聞くため、学識経験者、専門家、地権者代表、国・県・市の職員からなる「キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画調査検討委員会」を開催し議論して頂いた結果、枯れ谷地形のインジジャーを極力残し、喜友名の湧水群の保存及び湿地性植物を極力保存する計画で進める方針を決めました。

また、知事意見を踏まえ、跡地利用基本計画（案）として配置計画を作成し、地権者へ本計画での土地利用意向をアンケートとして意見を取りまとめた結果を、市の諮問機関で学識経験者、専門家、地権者代表、国・県・市の職員からなる「宜野湾市軍用地跡地利用計画策定委員会」を開催し、議論を重ねた結果、付帯事項を付して「跡地利用計画(案)」として市長に答申されました。その後市の庁議において「跡地利用計画」として配置案が決定しました。